別添２

新旧対応表

旧　貸切運賃料金適用方	新　貸切運賃料金適用方
全日本トラック協会がひな形として作成していたものを使用していた。	運賃表の改定に伴い、距離制運賃と時間制運賃を統合した運賃に変更したため、その整合をとるために内容を見直した。 弊社運送事業に関係の薄いものは、削除した。

貸切運賃料金適用方　(2024 年 4 月 22 日改定)

(基づく約款)

1. この貸切運賃料金適用方及び、運賃の詳細を定めた「株式会社美和建設 一般貨物自動車運送事業　運賃表」(以下、美和建設 運賃表という)は、国土交通省が定めた「標準貨物自動車運送約款」(以下、標準約款という)に基づき作成をしていますので、「美和建設　運賃表」及び本適用方に定めの無いものは、「標準約款」の定めによります。

（適用する運送）

2. この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業として車両を貸し切って貨物を運送する場合に適用します。

（運賃料金計算の基本）

3. (1)運賃及び料金は使用車両 1 車半日当たり、又は 1 日当たりごとに計算します。

   (2)継続かつ反復して行う貨物の運送の契約において、あらかじめ特定の車両を基準として運賃を算出した場合には、実際の使用車両にかかわりなく、当該基準車両による運賃を適用することができます。

（運賃計算の方法）

4. (1)運賃は、「美和建設 運賃表」に基づき計算します。

（端数の処理）

5. 運賃は、「美和建設 運賃表」に基づき計算した合計金額(消費税を除く)の 100 円未満の端数は、100 円に切り上げます。

(キロ程の計算）

6. 燃料費及び、基準距離を超える運送距離に係る運賃の計算に用いる走行距離は、運搬業務に用いた車両の出庫から入庫までの距離とします。走行距離は、実際に走行する経路を、地図情報アプリ等で事前に計算、もしくは実測して求めることを標準とします。ダンプトラックによる工事現場から発生した建設発生土の運搬・積み降ろしを行う往復運搬業務の場合、以下の計算方法によって、走行距離を計算するこ

ととします。経路は、安全性、経済性、地域住民への配慮等を考慮して選定しますが、委託者が指定する場合は、その経路とします。

走行距離 L(km)=（あ）＋（い）＋（う）

（あ）=出庫する車庫から工事現場(荷受け場所)までの走行距離(km)

D(km)=工事現場(荷受け場所)から建設発生土処分場(荷降ろし場所)までの片道の距離(km)〕

N(回)＝運搬回数　とすると

・運搬回数(N)が 1 回の場合

（い）＝D(km)

・運搬回数(N)が 2 回以上の場合

（い）=D(km)+D(km)×(N-1)×2

（う）＝建設発生土処分場（荷降ろし場所）から入庫する車庫までの走行距離(km)

(割増率の重複する場合の計算)

7. ２種以上の割増が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加えた上で計算します。

（割増及び費用について）

8. 運賃の割増及び追加する費用については、「美和建設　運賃表」に定めるように行います。

（待機時間料）

9. 待機時間料は、「標準約款」に記載のある待機時間料の場合、「荷送り人又は荷受人の責により待機した時間に応じて料金を収受する」とありますが、「美和建設運賃表」では、半日または１日当たり運賃は、勤務時間を基に設定しているため、直接的勤務時間の終了時刻までに発生した待機時間は、運賃に含んでいます。しか

し、直接的勤務時間の終了時刻を越した、超過部分での待機時間は、運賃表-③の料金を収受します。

（積込料、取卸料及び附帯業務料）

10. 「美和建設　運賃表」の(4)積込み・積降ろし(取卸)料表、及び (5)養生料 、(6) 追加費 によります。

（利用運送手数料）

11. 利用運送を行う場合、委託者にその運送事業者を通知したうえで行いますが、運賃の 10%を利用運送に係る手数料として、当該運賃とは別に収受します。

（実費）

12. 有料道路利用料、フェリー利用料その他実費として生じる費用については、当該実費として生じた額を収受します。

（消費税及び地方消費税の加算方法）

13. (1)運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
(2)前号により計算した金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、 1 円単位に四捨五入します。

（計算の順序）

14. 運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。
① 「美和建設 運賃表」の(2) 1) 運賃表 により計算し、個々を合計する
② 「美和建設 運賃表」の(3) 運賃の割り増しにより、該当する割増率を合計したのちに、①にその率を乗じて、割増を行う
③ 「美和建設 運賃表」の(4)積込み・積降ろし(取卸)料表、(5)養生料、(6) 追加費、(7) 利用運送手数料 を、②に加える
④ 5. により、③の端数を処理した額を求める
⑤ ④の消費税の計算
⑥ ④＋⑤の計算

（個別の契約書により行う運送業務の場合の運賃等）

15. 産業廃棄物の収集・運搬を行う場合や、２日以上の運送業務など、個別に契約書を作成して契約を取り交わし行う運送業務の場合、運賃等については、その定めによるものとします。

以下、個別の契約書による運送業務の具体例

・交替運転を行い連続走行したり、2 日以上で帰社するような業務の場合

・受託者が荷積み場所に建設機械を持ち込み、建設発生土等の荷積みを行う場合(請負工事に該当する場合)

・産業廃棄物の収集・運搬業務で、収集を含む場合、及び委託者が契約書によることを求めた場合

・その他、「美和建設　運賃表」や、この適用方で想定していない運送業務の場合

（その他）

16. この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取決め又は慣習によるものとします。